

印西地区環境整備事業組合公告第12号

印西地区環境整備事業組合地域振興施設建設プロジェクト設計・施工業務について、公募型プロポーザルを実施することから、次のとおり公告する。

令和8年5月1日

印西地区環境整備事業組合
管理者 藤代 健吾



1 業務内容

(1) 業務名

印西地区環境整備事業組合地域振興施設建設プロジェクト設計・施工業務

(2) 業務内容

設計業務（設計事業者が担当）、建設業務（建設事業者が担当）及び工事監理業務（工事監理事業者が担当）で構成されるが、詳しくは本業務の要求水準書を参照のこと。

(3) 履行期間

契約締結日（令和8年8月28日の予定）の翌日から令和10年3月31日まで。

(4) 提案上限額

2,150,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加方法

本業務の公募型プロポーザル実施要領を参照のこと。

3 契約方法

本公募型プロポーザルの手続きにより選定された優先交渉権者との随意契約

4 参加資格要件等

参加資格要件等については、以下に示すとおりとする。なお、いずれの要件も技術提案資料等を提出した日から優先交渉権者を決定するまで満たしていること。

(1) 参加者の構成等

- ①参加者は、単独企業（以下「単独参加企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。
- ②一者が複数の業務を兼ねること及び業務範囲を明確にした上で各業務を複数者の間で分担することは差し支えない。
- ③参加グループを構成する構成員の数は任意とする。
- ④参加グループは、建設事業者の中から代表構成員を選定し、代表構成員が本公募型プロポーザルの手続きを行うこと。

- ⑤参加グループは、参加表明書の提出時に、参加グループ名、代表構成員と構成員の企業名及びそれぞれの役割（担当業務）などを明らかにすること。
- ⑥参加グループが参加表明書を提出した後、代表構成員及び構成員を変更することは認めない。ただし、印西地区環境整備事業組合がやむを得ない事情があると認めた場合は、新たな代表構成員及び構成員の参加資格審査を経た上で、当該変更を認める。
- ⑦単独参加企業及び参加グループの構成企業は、他の参加グループの構成企業となることはできない。

(2) 共通する参加資格要件

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（以下「政令」という。）、第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。
- ②政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、当該事実があった日から 3 年を経過している者であること。
- ③電子交換所による取引停止処分を受けた場合にあつては、当該処分日から 2 年を経過している者であること。
- ④手形、小切手を不渡りした場合にあつては、当該不渡りの日から 6 か月を経過している者であること。
- ⑤印西地区環境整備事業組合建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置又は他の公共団体から同様の措置を受けている期間中でない者であること。
- ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 86 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。また、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- ⑦国税及び地方税の滞納がない者であること。
- ⑧直近 3 か年の財務諸表において、経常損失がなく、債務超過が発生していない者であること。
- ⑨印西地区環境整備事業組合契約に係る暴力団対策設置要綱（平成 29 年訓令第 11 号）別表に規定する措置要件のいずれにも該当しない者であること。

(3) 設計事業者の参加資格要件

- ①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ②建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項に基づく戒告処分を受けた日から 3 か月を経過していない者でないこと又は同項に基づく閉鎖処分を受けている期間でない者若しくは閉鎖処分を受けた日から 3 か月を経過していない者でないこと。
- ③次の要件を満たす技術者を設計業務の責任者として配置できる者であること。
 - (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士の資格を有すること。
 - (イ) 当該企業に 3 か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - (ウ) 設計業務を複数の設計事業者で分担する場合、設計事業者毎に当該技術者を配置すること。

④平成 28 年 4 月 1 日以降に元請として受注し、本公募型プロポーザル公告日までに完了している次の実績のいずれかを有すること。なお、当該実績は、設計・施工一括発注方式等を含む。また、共同企業体等としての実績の場合、代表企業に限る。

(ア) 延床面積 1,500 m²以上の、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条で規定する公衆浴場の新築における実施設計。

(イ) 延床面積 1,500 m²以上の、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 1 条で規定する旅館業を行うための旅館又はホテル（ただし、共有利用の浴場又は岩盤浴場が併設されている場合に限る。）の新築における実施設計。

(4) 建設事業者の参加資格要件

①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築一式工事に係る特定建設工事の許可を受けている者であること。

②次の要件を満たす技術者を建設業務の責任者として専任で配置できる者であること。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士の資格を有すること又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく 1 級建築施工管理技士の資格を有すること。

(イ) 建築一式工事の監理技術者資格者証を有すること。なお、営業所専任技術者との兼務は不可とする。

(ウ) 当該企業に 3 か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(エ) 建設業務を複数の建設事業者で分担する場合、建設事業者毎に当該技術者を専任で配置すること。

③平成 28 年 4 月 1 日以降に元請として受注し、本公募型プロポーザル公告日までに完了している次の実績のいずれかを有すること。なお、当該実績は、設計・施工一括発注方式等を含む。また、共同企業体等としての実績の場合、代表企業に限る。

(ア) 延床面積 1,500 m²以上の、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条で規定する公衆浴場の新築における建設工事。

(イ) 延床面積 1,500 m²以上の、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 1 条で規定する旅館業を行うための旅館又はホテル（ただし、共有利用の浴場又は岩盤浴場が併設されている場合に限る。）の新築における建設工事。

④単独参加企業及び参加グループの代表構成員は、上記①から③に加えて、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項で定める総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値（P 点）（公告日現在で有効なもの。）が 1,000 点以上の者であること。

(5) 工事監理事業者の参加資格要件

①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

②建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項に基づく戒告処分を受けた日から 3 か月を経過していない者でないこと又は同項に基づく閉鎖処分を受けている期間でない者若しくは閉鎖処分を受けた日から 3 か月を経過していない者でないこと。

③次の要件を満たす技術者を工事監理業務の責任者として配置できる者であること。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士の資格を有すること。
- (イ) 当該企業に 3 か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (ウ) 工事監理業務を複数の工事監理事業者で分担する場合、工事監理事業者毎に当該技術者を配置すること。

④平成 28 年 4 月 1 日以降に元請として受注し、本公募型プロポーザル公告日までに完了している次の実績のいずれかを有すること。なお、当該実績は、設計・施工一括発注方式等を含む。また、共同企業体等としての実績の場合、代表企業に限る。

(ア) 延床面積 1,500 m²以上の、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条で規定する公衆浴場の新築における工事監理。

(イ) 延床面積 1,500 m²以上の、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 1 条で規定する旅館業を行うための旅館又はホテル（ただし、共有利用の浴場又は岩盤浴場が併設されている場合に限る。）の新築における工事監理。

(6) 備考

設計業務の責任者と工事監理業務の責任者は、兼務を可とする。

5 事務局（書類の提出先・連絡先）

〒270-1352

印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター 次期施設推進室

電話：0476-46-2734

メール：jikisisetu@inkan-jk.or.jp